2026年11月5日

各　位

会 社 名　　株式会社ＲＥＶＯＬＵＴＩＯＮ
代表者名　　代表取締役社長　砂川　優太郎
（コード番号8894　東証スタンダード）
問合せ先　　代表取締役社長　砂川　優太郎
（TEL．03-6627-3487）

第三者委員会の委員の選任及び第三者委員会に対する委嘱事項（調査対象・範囲）並びに第三者委員会の調査結果の開示時期に関するお知らせ

当社は、2026年１月29日付開示資料「財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ」のとおり、金融商品取引法第24条の４の４第１項に基づき、2026年１月29日に関東財務局に提出いたしました2025年10月期の内部統制報告書において開示すべき重要な不備があり、当社の財務報告に係る内部統制は有効でない旨を記載いたしました。

これに伴い、当社は、有価証券上場規程施行規則第405条第２項（以下、「レビュー義務付け要件」といいます。）に該当することとなり、レビュー義務付け要件に該当することとなった日（2026年３月16日）から該当しなくなる日までの間に開示する四半期決算短信（第２四半期（中間期）の決算短信を除く。）の四半期財務諸表等に対して公認会計士等による期中レビューを受けることが義務付けられております。

そうしたなかで、当社は、2026年６月15日付開示資料「2026年10月期半期報告書のレビュー結論不表明に関するお知らせ」のとおり、当監査法人から2026年10月期半期報告書の中間連結財務諸表について結論を表明しない旨の期中レビュー報告書を受領いたしました。

そして、当社は、当該レビュー報告書の原因となった疑念を払拭し得る十分かつ適切な監査証拠を提出することを目的として外部専門家を交えた社内調査委員会（以下、「社内調査委員会」といいます。）を設置し、調査を実施して、2026年９月１日開示資料「社内調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」にて調査報告書（以下、「受領済報告書」といいます。）をお知らせしております。

また、当社は、2026年９月14日付開示資料「四半期連結財務諸表に対して公認会計士等による期中レビューを受けた2026年10月期第３四半期決算短信の開示が四半期末後45日を超えることに関するお知らせ」のとおり、2026年６月15日に関東財務局に提出した2026年10月期半期報告書及び過去の有価証券報告書等の訂正等の対応（以下「訂正等の対応」といいます。）を検討しており、当社の会計監査人である監査法人アリア（以下、「当監査法人」といいます。）との間で訂正等の対応の協議が継続していることから、当社の決算手続き及び当監査法人による期中レビューを完了させることが困難であると判断し、四半期末後連結財務諸表に対して公認会計士等による期中レビューを受けた2026年10月期第３四半期決算短信の公表を延期することなどを決定しております。

その後、当社では、2026年10月29日付開示資料「四半期連結財務諸表に対して公認会計士等による期中レビューを受けた2026年10月期第３四半期決算短信の開示予定時期について」のとおり、当監査法人より複数の要請を受け、当監査法人から四半期連結財務諸表に対して公認会計士等による期中レビューを受けた2026年10月期第３四半期決算短信について無限定適正意見を得るべく、当監査法人からの当該要請を満たす必要な対応を行っていく方針を有していることから、取締役会にて四半期末後連結財務諸表に対して公認会計士等による期中レビューを受けた2026年10月期第３四半期決算短信の公表を再延期する旨を決議しております。

他方で、当社は、2026年7月27日付開示資料「東京証券取引所による特別注意銘柄の指定及び上場契約違約金の徴求についてのお知らせ」のとおり、株式会社東京証券取引所より、当社株式が2026年7月25日付で特別注意銘柄に指定されております。

そして、これを受け、当社では、2026年9月17日付開示資料「特別調査委員会の設置および委員選任に関するお知らせ」のとおり、外部専門家を交えた調査を目的とし、当社指名委員会の委員長である中村信雄弁護士、受領済報告書における社内調査委員会の委員長である公認会計士の清瀬由氏及び当社が昨年設置し調査を実施した第三者委員会の委員である辺誠祐弁護士の３名で構成された新たな調査委員会（以下、「特別調査委員会」といいます。）を設置することを決定しておりました。

しかしながら、当社では、2026年10月30日付開示資料「特別調査委員会による調査報告書の公表の取り止め及び第三者委員会の設置に関するお知らせ」のとおり、2026年10月30日に特別調査委員会から受領する予定であった調査結果報告について、特別注意銘柄指定に係る改善計画の策定に資する検証内容として不十分なものとなる可能性が高いことが想定されることから、2026年10月30日開催の臨時取締役会にて、特別調査委員会の調査結果の公表を取り止めることを決定するとともに、当監査法人からの要請を受けた状況を踏まえ、当社は、日本弁護士連合会が策定した「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」（以下、「本ガイドライン」）に準拠した第三者委員会の設置が必要であると判断し、その設置を決議しております。

そして、当社では、本日開催の取締役会において、第三者委員会の委員の選任について、下記のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。

また、第三者委員会の調査結果の開示時期を決定するとともに、特別注意銘柄指定における改善計画策定の基礎資料の作成と当監査法人から指摘・要請を受けた状況を踏まえて当社が必要と判断した対応を兼ねた第三者委員会に対する委嘱事項（調査の対象・範囲）についても下記のとおり決定いたしましたので、併せてお知らせいたします。

この度は、株主の皆様をはじめとするステークホルダーの皆様にご迷惑とご心配をおかけしていますことを心よりお詫び申し上げます。

１．第三者委員会の委員について

委員長：齋藤隆博（弁護士　長島・大野・常松法律事務所　元東京高等検察庁検事長）
委員：内田雅人（弁護士　清水法律事務所）
委員：茂田井純一（公認会計士 株式会社アカウンティング・アシスト）

なお、この第三者委員会は、日本弁護士連合会が策定した「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」（以下、「本ガイドライン」）に準拠するものであり、各委員は当社との利害関係を有しておりません。茂田井委員については、2025年４月１日付開示資料「第三者委員会の委員の選任に関するお知らせ」のとおり、過去に当社が設置した第三者委員会の委員として選任されておりますが、その後、当社との間での取引等は一切ないという理由から本ガイドラインに準拠した第三者性を有していると判断し、選任しております。また、特別調査委員会の委員を務めていた辺誠祐弁護士については、同委員会の調査に関与していたものの、当社からの独立性を維持して対応してきており、また、同委員会の報告書の公表取り止めの理由となった社内調査委員会の受領済報告書の作成にも関与しておらず、かつ、今回の第三者委員会による調査事項については、特別調査委員会で調査してきた事項との重なりもあること等から、今回の第三者委員会による調査につき、補助者として関与してもらうことを予定しております。

２．第三者委員会の目的

当社は、2026年６月15日付開示資料「2026年10月期半期報告書のレビュー結論不表明に関するお知らせ」のとおり、当監査法人から2026年10月期半期報告書の中間連結財務諸表について結論を表明しない旨の期中レビュー報告書を受領いたしました。

そして、当社は、当該レビュー報告書の原因となった疑念を払拭し得る十分かつ適切な監査証拠を提出することを目的として社内調査委員会を設置し、調査を実施して、2026 年９月１日開示資料「社内調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」にて受領済報告書をお知らせしております。

他方で、当社は、2026 年７月 27 日付開示資料「東京証券取引所による特別注意銘柄の指定及び上場契約違約金の徴求についてのお知らせ」のとおり、株式会社東京証券取引所より、当社株式が 2026 年７月 25 日付で特別注意銘柄に指定されております。

これに伴い、当社では、特別注意銘柄指定に伴う改善計画の策定の基礎資料として受領済報告書を検証しておりましたが、当該改善計画の策定において当社の内部管理体制の不備等のさらなる調査が必要であると判断しました。

そのため、当社では、2026 年９月 17 日付開示資料「特別調査委員会の設置および委員選任に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、外部専門家を交えた調査を目的とし、特別調査委員会を設置すること及び特別調査委員会の委員の選任を決定しておりました。

当社は、2026 年９月 17 日時点で、特別調査委員会との意見を交えて、特別調査委員会の調査範囲に以下の事項を定めております。

① 以前に当社の連結子会社であったヤマワケエステート株式会社（以下、「YE 社」といいます。）が組成し、運営する不動産ファンドが外部の仕入先からの不動産購入に際し、一部の購入不動産について締結した売買契約あるいは同契約とは別に取り交わした覚書において購入不動産を買戻す旨の取り決めがあり、実際に不動産の購入価格を著しく上回る金額で仕入先等が YE 社より買戻している複数の取引（実際に買戻しのあった取引も含め、買戻しの取り決めのある取引。以下、これらの取引を「買戻し取引」という。）における取引開始の経緯、取引当事者の動機、社内の検討手続きおよび意思決定方法などにおいて、不正会計や法令違反などの悪質な意図の有無

② 買戻し取引の取引主体であった YE 社及び YE 社の完全親会社で当時当社の連結子会社であった WeCapital 株式会社（以下、「We 社」といいます。）に関する当社の親会社としての子会社管理体制の問題点および財務報告における内部統制上の連結決算手続きの問題点（買戻し取引における当社の実態把握および会計処理の問題点も含みます。）

③ We 社の連結子会社化（当時）におけるプロセスの問題点及び①から③の調査過程で判明した当社のガバナンス上の問題点

当社は、2026 年９月 17 日付開示資料「特別調査委員会の設置および委員選任に関するお知らせ」にて特別調査委員会における調査期間について「１カ月から 1.5 カ月間程度を想定」と記載しており、かつ、2026 年９月 17 日付開示資料「改善計画の策定方針の実施スケジュール変更に関するお知らせ」にて公表した変更後の改善計画策定のスケジュールにおいて 2026 年 10 月 31 日に特別調査委員会から調査結果を受領する予定である旨をお知らせしておりました。

そうしたなかで、2026 年 10 月 29 日付開示資料「四半期連結財務諸表に対して公認会計士等による期中レビューを受けた 2026 年 10 月期第３四半期決算短信の開示予定時期について」に記載した通り、当社の会計監査人である当監査法人から四半期連結財務諸表に対して公認会計士等による期中レビューを受けた 2026 年 10 月期第３四半期決算短信に関連する指摘及び要請を受けております。

特別調査委員会による調査は、特別注意銘柄指定に係る改善計画の策定に必要となる当社の内部管理体制上の課題を重点的に検証することが主な目的となっていたところ、すでに現時点で受領済報告書が不十分であることが判明していることや特別調査委員会による調査は受領済報告書が十分であるという前提に立って調査を実施していることを踏まえると、2026 年 10 月 30 日に特別調査委員会から受領する予定であった調査結果報告について、特別注意銘柄指定に係る改善計画の策定に資する検証内容として不十分なものとなる可能性が高いことが想定されることから、当社は、2026 年 10 月 30 日開催の臨時取締役会にて、特別調査委員会の調査結果

の公表を取り止めることを決定しました。

上記の経緯を踏まえて、当社では、第三者委員会の設置及び調査について、受領済報告書の内容が不十分であるという前提で、本ガイドラインに準拠した第三者の有識者によって調査・検証を実施し、その調査結果を受領することによって、特別注意銘柄指定における改善計画の作成の基礎資料とすること、及び、上述の当監査法人からの指摘・要請などを踏まえて、四半期連結財務諸表に対して公認会計士等による期中レビューを受けた 2026 年 10 月期第３四半期決算短信の公表に関連する必要な対応を行っていくことを目的としております。

３．第三者委員会の調査範囲について

① 買戻し取引における取引開始の経緯、取引当事者の動機、社内の検討手続きおよび意思決定方法などにおいて、不正会計や法令違反などの悪質な意図の有無
② 当社の親会社としての We 社の子会社管理体制の問題点および財務報告における内部統制上の連結決算手続きの問題点（買戻し取引における当社の実態把握および会計処理の問題点も含みます。）
③ We 社の連結子会社化（当時）におけるプロセスの問題点及び①から③の調査過程で判明した当社のガバナンス上の問題点
④ YE 社が過去に組成したクラウドファンド案件について金融取引として処理すべきファンドを網羅的に検出すること
⑤ YE 社が過去に組成したクラウドファンド案件について買戻し契約の有無にとどまらず、YE 社の営業実態が不動産の売買にあったのか、持込業者に対する資金供与にあったのかの事実解明
⑥ その他、第三者委員会の調査目的及び調査過程において第三者委員会が必要と認めた事項

上記の①～③の調査範囲については、特別調査委員会の調査範囲と同一となりますが、上述の通り。当監査法人より受領済報告書が不十分な内容であるとの指摘を受けた経緯などを踏まえて、再度、第三者委員会によって検証及び調査を行うものです。

４．今後の対応

第三者委員会による調査報告書の受領は 2026 年 12 月中を予定しております。

当社は、第三者委員会による調査及び検証が、独立性及び透明性を担保し、かつ、実効的に実施されるよう、第三者委員会の活動を全面的に支援してまいります。

また、第三者委員会の調査結果は受領次第、速やかに調査結果報告書全文を適時開示にてお知らせします。

また、当社では、現時点ですでに、2026 年 12 月中に四半期連結財務諸表に対して公認会計士等による期中レビューを受けた 2026 年 10 月期第３四半期決算短信を公表できない可能性が高いことを認識しております。

そのため、当社では、四半期連結財務諸表に対して公認会計士等による期中レビューを受けた 2026 年 10 月期第３四半期決算短信の公表時期については、現時点では 2027 年１月下旬を目途としております。

今後、四半期連結財務諸表に対して公認会計士等による期中レビューを受けた 2026 年 10 月期第３四半期決算短信の公表時期の目途に変更が生じる場合や再延期後の発表予定日が決定する場合、速やかに適時開示にてお知らせいたします。

さらに、当社は、2026 年９月 17 日付開示資料「改善計画の策定方針の実施スケジュール変更に関するお知らせ」にて、2026 年８月 24 日に公表した特別注意銘柄の指定解除に向けたガバナンス及び内部管理体制等の改善及び強化を目的とした改善計画の策定方針の実施スケジュールについて変更するとともに当該変更後の実施スケジュールをお知らせしておりましたが、2026 年 10 月 30 日付開示資料「特別調査委員会による調査報告書の公表の取り止め及び第三者委員会の設置に関するお知らせ」のとおり、特別調査委員会の調査結果の公表

の取りやめ等を受けて、再度、改善計画の策定方針の実施スケジュールを変更する予定としております。
　第三者委員会の調査報告受領のスケジュールを鑑み、今後、改善計画の策定方針の実施スケジュールの再変更について、決定次第、速やかに適時開示にてお知らせいたします。

　この度は、株主の皆様をはじめとするステークホルダーの皆様にご迷惑とご心配をおかけしていますことを心よりお詫び申し上げます。

以　上

【参考】委員の略歴等
委員長：齋藤隆博（弁護士　長島・大野・常松法律事務所　元東京高等検察庁検事長）
1989 年　検事任官
2015 年　東京地方検察庁　特別捜査部長
2016 年　徳島地方検察庁　検事正
2017 年　最高検察庁　新制度準備室長
2019 年　東京地方検察庁　次席検事
2020 年　最高検察庁　刑事部長
2022 年　横浜地方検察庁　検事正
2023 年　最高検察庁　次長検事
2024 年　東京高等検察庁　検事長
2025 年　弁護士登録
2025 年　長島・大野・常松法律事務所顧問（現任）

委員：内田雅人（弁護士　清水法律事務所）
2007 年　検事任官
2015 年　ジョージワシントン大学ロースクール客員研究員
2016 年　法務省刑事局
2018 年　財務省主税局
2020 年　法務省訟務局
2023 年　弁護士登録
2023 年　清水法律事務所入所（現任）

委員：茂田井純一（公認会計士 株式会社アカウンティング・アシスト）
1996 年　朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所
1998 年　公認会計士登録
2005 年　クリフィックス税理士法人入所
2006 年　税理士登録
2008 年　株式会社アカウンティング・アシスト設立、代表取締役就任（現任）